

令和7年6月1日

訪問看護重要事項説明書

1. 事業の目的および運営方針

1 事業の目的

この事業は、病気や障害により居宅において継続して療養を受ける状態にある者（以下「利用者」と略）であって、かかりつけ医師が必要と認めた者に対し、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し利用者の健康管理、日常生活能力の維持・回復等の生活の質に配慮した訪問看護サービスを提供することにより、利用者が安心して在宅で療養できるよう支援することを目的とします。

2 運営方針

訪問看護ステーションの運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、他の保健医療または、福祉サービスとの密接な連携に努めるものとします。

指定訪問看護及び指定予防訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、療養上妥当適正に行うとともに、日常生活の充実に資するようにサービスを提供します。

2. 事業所の概要

1 法人及び事業所の名称

法人名	一般社団法人 狭山市医師会
代表	遠藤 一博
所在地	埼玉県狭山市狭山台3-24
電話番号	04-2957-7077

事業所名	狭山市医師会訪問看護ステーション
所在地	埼玉県狭山市狭山台1-21
電話番号	04-2956-8625
介護保険指定番号	居宅介護サービス（埼玉県 1162790079号）
その他提供サービス	狭山市医師会指定居宅介護支援事業所

2 同事業所の職員

管理者	1名
看護師	2名以上
事務員	1名(居宅と兼務)

チームナーシング制をとっています。

3 営業日時及び地域

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土日・祝日・12/29～1/3(緊急や状態が悪い方は別)
営業時間	午前8：30～午後5：00
訪問地域	狭山市内(左記以外の方でもご希望の方はご相談ください)

※時間外（緊急時）は携帯電話で対応となります。

3. 訪問看護サービスの提供方法と内容

1 訪問看護の提供方法

訪問看護を提供するにあたっては、主治医の発行する訪問看護指示書及びケアマネジャーの作成するケアプランに基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき主治医・ケアマネジャー・他のサービス事業所等との連携を図りながら実施します。

2 訪問看護の内容

＊病状の観察 ＊清拭及び洗髪 ＊褥瘡の処置 ＊体位の交換 ＊食事及び排泄の介助
＊カテーテル等の医療処置 ＊リハビリテーション ＊家族及び介護者に対する指導等

4. 利用料金について（別紙参照）

※緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算の利用に【同意する・しない】

キャンセル料をいただく場合は、下記に基づくものとします。

・サービス提供の1時間前までにご連絡をいただいた場合	無料
・サービス利用日当日にご連絡がなく、訪問したがご不在だった場合	当日利用料の100%

ただし、病状の急変などでやむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、救急隊、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	ご氏名	
	連絡先	

6. 個人情報の保護(秘密保持)

- 1 当事業所が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的で原則使用しません。
- 2 当事業所の職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- 3 当事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

7. ICT(インターネット等による情報共有)の活用について

当事業所は積極的にICTの活用をしています。マイナンバーカードを使った情報確認や、ICT を用いて病院や他の事業所とも情報共有しています。また、マイナンバーカードから得た情報で、内服薬の確認や訪問看護計画書の作成を行い、質の高い医療の提供に役立てています。

また、介護保険や医療保険の請求業務もインターネットを介して行っています。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、主治医、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 災害等非常時の対策

- 1 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合にはサービスの提供を中止する場合があります。
- 2 大きな災害時は、職員の安全確認をしたうえで、利用者の医療的優先順位に基づき、順番に安全確認をします。
- 3 災害時や感染症拡大時等も業務を継続出来るよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。事業継続計画に基づき研修及び訓練を定期的の実施します。

10. 感染症対策の強化

当事業所は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね1年に1回以上の委員会を開催します。その結果を周知し、感染症の予防及びまん延防止の指針を整備し研修及び訓練を定期的の実施します。

11. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- 1 虐待防止責任者を選任します。
- 2 問題解決のための体制を整備します。
- 3 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 4 虐待と思われる事案が発生した場合は通報の義務があります。

虐待防止責任者	永井 雪絵
---------	-------

12. 身体拘束等適正化のための措置

当事業所は、利用者の生命または身体を保護する為のやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の状況や緊急でやむを得ない理由を記録します。

13. ハラスメントの防止

- 1 利用者又はその家族が事業所やスタッフに対して本契約を継続し難いほどの背信行為、病状とは無関係な暴言、暴力、セクシュアルハラスメント等を行った場合は契約終了します。契約終了後の訪問看護については、ケアマネジャーへサービス調整依頼をします。
- 2 当事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

14. 第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価機関による評価を実施していませんが、定期的に埼玉県福祉部福祉監査課の運営指導を受け、適切な運営に努めています。

15. サービス内容に関する相談窓口

1 当事業所の訪問看護サービスについて、ご不明な点、苦情またはご要望等ありましたら、何でもお尋ねください。

責任者	永井 雪絵
-----	-------

TEL 04(2956)8625

FAX 04(2956)8626

2 その他当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等、苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会(介護福祉課)

TEL 048(824)2568

狭山市役所 健康推進部 介護保険課

TEL 04(2953)1111

提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

説明者氏名

説明に同意しました。

利用者氏名

ご家族氏名